
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 394 回企業会計基準委員会及び第 135 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 394 回企業会計基準委員会（2018 年 10 月 11 日）及び第 135 回金融商品専門委員会（2018 年 10 月 15 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

その他の有価証券の時価としての月中平均価額の使用

（第 394 回企業会計基準委員会）

2. ディスカッション・ポイントのうち、1 点目の期末の貸借対照表価額に月中平均価額を使うことを認めないことについては、結論の背景等で月中平均が合理的でないといった記載がなされない限り容認できる。2 点目の減損判定において月中平均価額を使用することを認めるという点については賛成する。一方で、3 点目の減損損失の算定は期末日における時価とする点は、現行の実務を禁止するほどの理由がないため、反対である。企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」）で減損損失を月中平均価額で算定し時価との差額をその他の包括利益とすることは現行の会計基準を大幅に変えることになるとの記載があるが、現行で認められている月中平均の使用を廃止することの方が大幅な変更ではないかと考える。
3. 比較可能性の観点からは期末の評価に複数の選択肢を認めるべきではないことから、減損判定に月中平均価額を用いた場合でも貸借対照表価額に期末日の時価を用いることに賛成する。
4. 減損の判定と測定には同じ金額を用いるべきであり、いずれも期末日の時価に統一することが望ましいと考えられるが、これまでの議論を踏まえると事務局の提案も理解できる。
5. 期末の評価は IFRS 第 13 号と整合させるべきであるため、減損判定に月中平均価額

を用いた場合でも貸借対照表価額には期末日の時価を用いることに賛成する。

6. 金融商品会計基準において、時価の著しい下落の判定において月中平均価額を用いることができることを注釈で付すことが提案されている。提案された文案では現行の基準のもとで様々な判断基準が認められている部分にまで月中平均価額しか認められなくなるといった捉え方をされる可能性があり、また現在期末日の時価を使っている企業が会計基準の変更として月中平均価額に変更することが可能であるかのように捉えられる可能性がある。そのため、今回の改正後でも従前から月中平均価額を用いていた場合には今後も継続することを妨げないという程度の記載に留めたほうがよいのではないか。
7. 減損判定に月中平均価額を用いることを金融商品会計基準の本文に記載することに問題があるのであれば、結論の背景に記載することを検討してはどうか。
8. 月中平均価額を用いている企業は少数であるため、本文ではなく結論の背景に記載することでもよいのではないか。

(第 135 回金融商品専門委員会)

9. 事務局の提案した文案では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」) 第 91 項における下落幅が 30%から 50%程度だった場合の合理的な基準に基づく判断が認められる取り扱いが変更されるかのように読めるため、修正を検討いただきたい。また、同項についても、減損判定のどの部分に月中平均価額が使えるのかが分かりにくいいため、修正していただきたい。
10. 金融商品会計基準に書き込むことに懸念があるという意見があるのであれば、金融商品会計実務指針の第 91 項に詳しく書き込むことでどうか。減損の判定に関して現行の実務が継続して認められる点も明記すべきである。

時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案の検討

(第 394 回企業会計基準委員会)

27. 退職給付会計の年金資産に含まれる金融商品の測定が本会計基準の対象になるか否かを分かるように記載すべきである。
28. 「特定の市場リスクに対する正味の資産または負債」や「法的な強制力に関する市場参加者の予想を時価に反映させる」といった記載は、わかりにくい表現の見

直しを検討してほしい。また、まずインプットを重要なものとそうでないものに区分し、次に重要なインプットのレベルに応じて時価のレベルを判定することが、理解できるような表現を検討してほしい。

(第 135 回金融商品専門委員会)

29. 評価技法として割引現在価値法を使っていて、従来は割引率に Libor を用いていたところ、中央清算機関による集中決済が導入され現金担保の差し入れが行われるようになったことで割引率が OIS (オーバーナイト・インデックス・スワップ) に変更された。こうした事例が評価技法の変更ではなくインプットの精緻化として注記対象にはならない点を確認したい。
30. IFRS の定めを基本的にすべて取り入れて米国会計基準を参照しないことの理由として、IFRS と米国会計基準がほぼ同一であることを記載すべきである。

時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案の検討

(第 394 回企業会計基準委員会)

31. 文案第 46 項の取引が秩序ある取引であるかの判断における「取引価額が異常値であること」という記載について、異常値かどうかを判定することには困難さがあるのではないかと。過去にストックオプションの会計基準を検討した際にもマーケットが異常というのはどのような状態を指すのかといった議論をしたことがあるが、市場価格が付いていれば異常値ではないとする考え方もあった。
32. 文案第 48 項について、もともと「拘束力のある価格」という表現だったものを「当該第三者と取引可能な価格」に修正しているが、意味が変わってしまっている可能性はないか。この表現が意図しているのはブローカーが買い取る時の価額ということか。
33. 気配値と売買され得る価格を比較している趣旨からみれば、「拘束力のある価格」よりも「当該第三者と取引可能な価格」という事務局の表現の方が良いように考えられる。

(第 135 回金融商品専門委員会)

34. 設例 8 の「当該ブローカーと取引可能でない価額」といった表現について、市場が通常でない場合には理解しやすいが、通常はブローカーと取引可能なケースが多いと考えられるため、この表現が適切なのか疑問である。

35. 顧客にブローカーから価格提供をする際には、カウンターパーティ・リスクを意味する顧客のクレジット・スプレッドが反映されていない、マーケットのデータに基づく参考価格になっている。一方で、別の金融機関が当初の金融機関から取引を肩代わりするような場合には、クレジット・スプレッドも価格に織り込むことになるため、ブローカーが提示した時価と第三者が買い取る際の価格は異なる可能性がある。その背景には、クレジット・スプレッドは取引毎にではなく取引相手先毎に計算されるため、取引毎にクレジット・スプレッドを時価に反映させることが難しいことがある。そのため文案第 48 項の、第三者から入手した価額が当該第三者と取引可能な価格である場合には、参考価格である場合に比べて時価の算定にあたって考慮する程度を高くすることに違和感があると前回お伝えした。

以 上